

**指宿市次世代育成支援地域行動計画
後期計画
(平成22～26年度)**

【原案】

目次

第1部 総論.....	4
第1章 計画の策定にあたって.....	4
第1節 計画策定の背景・趣旨.....	4
第2節 計画策定体制と経緯等.....	6
第2章 指宿市の現状.....	8
第1節 人口の動向.....	8
第2節 産業の動向.....	11
第3節 母子保健に関する状況.....	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	15
第1節 基本理念.....	15
第2節 施策の基本目標.....	18
第2部 指宿市次世代育成支援地域行動計画.....	20
第1章 地域における子育て支援.....	20
第1節 保育サービスの充実.....	20
第2節 子育て支援サービスの充実.....	22
第3節 子育て支援ネットワークづくり.....	24
第4節 児童の健全育成.....	25
第5節 世代間交流の促進.....	27
第2章 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進.....	28
第1節 子どもや母親の健康の確保.....	28
第2節 食育の推進.....	31
第3節 思春期保健対策の充実.....	32
第4節 小児医療の充実.....	33
第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	34
第1節 次代の親の育成.....	34
第2節 学校の教育環境等の整備.....	36
第3節 家庭や地域の教育力の向上.....	39
第4節 有害環境対策の推進.....	40
第4章 子育てを支援する生活環境の整備.....	41
第1節 良質な住宅の確保.....	41
第2節 安全な道路交通環境の整備.....	42
第3節 安心して外出できる環境の整備.....	43
第4節 安全・安心なまちづくりの推進.....	45
第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	46
第1節 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現のための働き方の見直し... 46	46
第2節 仕事と子育ての両立の推進.....	48
第6章 子ども等の安全の確保.....	49
第1節 交通安全教育の推進.....	49
第2節 犯罪等の被害防止活動.....	51

第7章 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進.....	52
第1節 児童虐待防止対策の充実.....	52
第2節 ひとり親家庭等の自立支援の促進.....	54
第3節 障がいのある子どもに対する施策の充実.....	56
第8章 子育てにかかる費用への支援.....	59
第1節 子どもにかかる各種費用の支給・助成.....	59
第3部 計画の推進.....	60
第1章 計画の推進にあたって.....	60
第2章 関係機関との連携・役割分担.....	61
第4部 資料編.....	62
数値目標設定一覧.....	62

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

1 策定の背景

(1) 少子化の進行の状況

女性一人が生涯に生む子どもの推定人数を示す合計特殊出生率の低迷が続き、少子化が進行しています。子どもの数は徐々に減少してきており、平成20年は約2,079万人となっています。

平成19年の合計特殊出生率は、本市が1.60、鹿児島県が1.54、全国が1.34となっており、長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率である人口置換水準（2.1前後）を大きく下回る状況が続いています。

急速な少子化の進行が及ぼす社会保障、経済活力、社会の活力、家庭生活などへの影響については、多くの人が危機感をもっており、我が国の社会にとって少子化対策は最重要課題のひとつとなっています。

※合計特殊出生率

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

(2) 国の施策の経緯

2002（平成14）年9月に厚生労働省が策定した「少子化対策プラスワン」では、従来の取り組みが、仕事と子育ての両立支援の観点から、保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをするすべての家庭を支える視点を重視し、社会全体が一体となって総合的な取り組みを進めることとされました。その後、2003（平成15）年7月、地方自治体および企業において10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、2005（平成17）年4月から施行されています。

2004（平成16）年12月、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。このプランは、少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、2005年度から2009（平成21）年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、施策の項目数は約130に及ぶ総合的な計画で、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示しています。目標値は、全国の市町村計画とリンクしたものにすることにより、応援プランの推進が、全国の市町村行動計画の推進を支援することにもなります。

さらに、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、2006（平成18）年6月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、①社会全体の意識改

革と、②子どもと家族を大切にすゝる観点からの施策の拡充という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げています。また、2007（平成19）年12月には、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が策定されました。この重点戦略においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離が注目され、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するための「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として、同時並行で取り組んでいくことが必要不可欠であるとしています。

2 計画策定の趣旨

生き生きとした笑顔が輝く子どもをはぐくむためには、子育て中の親が少しでも安心して子育てができ、子育てが楽しいと感じられるような地域を構築していく必要があります。

また、次代を担う子どもを育てている家庭を社会全体で支えていくために、人・都市基盤・制度などの環境を総合的に整えていく必要があります。このような環境をつくることにより、健やかな子どもが育ち、子育てが楽しいと感じた家族が、更に子どもを産み育てたいと自然に感じ、ひいては地域社会の中でも子どもを育てていることに誇りを感じられるような社会をつくることを目指します。

このような考えのもと、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づき、すべての子育て中の親・地域社会・次世代の親となるべき子どもを対象として、「指宿市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定します。

なお、本計画の推進にあたっては、第一次指宿市総合振興計画をはじめ、教育や福祉、男女共同参画などの各分野別の計画とも整合性を図りながら、関係部署とも連携・協働を図るとともに、鹿児島県との連携を一層強化し、総合的かつ効果的な推進を図ります。

3 計画の対象および期間

(1) 計画の対象

本計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とし、子ども、保護者、学校、事業主、市民、市等すべての人および団体等が対象となります。

(2) 計画の対象とする分野

本計画の対象とする分野は、福祉・保健・教育・医療・労働・住宅・生活環境など、子育て中の親子や、今後、親になる人にかかわりのある分野を含む、すべての分野とします。

(3) 計画期間

本計画は、平成22年度から平成26年度までを計画期間とします。

第2節 計画策定体制と経緯等

1 計画策定体制

予定回数

(1) 「指宿市次世代育成支援対策地域協議会」の開催

本計画の策定にあたっては、福祉関係団体、教育関係代表者、その他各種団体、子育て支援関係者を含む18人で構成する「指宿市次世代育成支援対策地域協議会」（以下「地域協議会」という。）を設置し、協議を行いました。

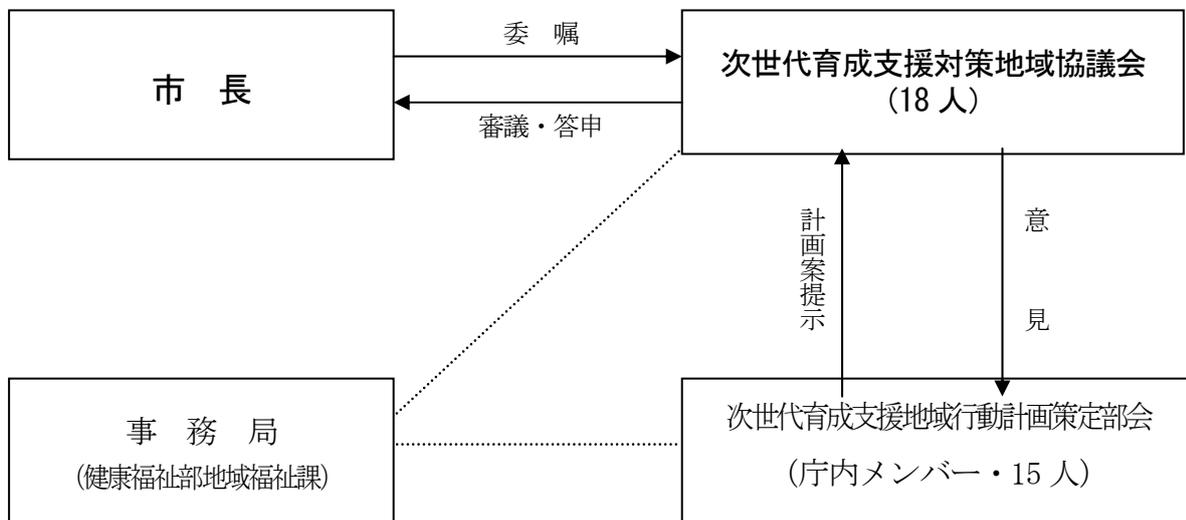
地域協議会は平成19年2月9日に発足し、平成19年度に2回、平成20年度に1回、平成21年度に4回開催しました。

なお、地域協議会では、平成21年度以降も、次世代育成支援対策の推進に関し、必要な事項について協議することとしています。

(2) 「指宿市次世代育成支援地域行動計画策定部会」の設置

前期計画の実績等を踏まえつつ、その後の社会情勢の変化等を踏まえて全庁的な調整を行い、庁内レベルで構成する「指宿市次世代育成支援地域行動計画策定部会」において、計画の素案等を作成し、地域協議会に提案しました。

【策定体制図】



2 市民の意見反映

(1) アンケート調査の実施

平成20年度に実施した「指宿市子育てに関するアンケート調査」の結果を踏まえ、市民の意見反映に努めました。

アンケート調査の概要は、以下のとおりです。

区 分	調査対象	調査期間	調査・回収の方法	有効回収数 (回収率)
① 就学前児童保護者への調査	本市在住の就学前児童（0～5歳）1,000人を無作為に抽出し、調査した。	平成20年12月～平成21年1月	民生委員・児童委員が調査票を配布、回収	939 (93.9%)
② 就学児童（小学生）保護者への調査	本市在住の就学児童（1～6年生）1,000人を無作為に抽出し、調査した。			930 (93.0%)

(2) パブリックコメント（市民への意見募集）の実施

本計画の素案を、平成22年1月12日から平成22年2月10日までの間、市公式ホームページに掲載するとともに、各保育園や各幼稚園、市役所の各庁舎窓口に設置して市民への意見募集を行うなど、計画策定プロセスの公開に努めました。

第2章 指宿市の現状

第1節 人口の動向

1 人口の推移

平成21年10月1日現在の本市の総人口は、45,561人となっています。このうち、15歳未満の年少人口は、5,535人で、総人口の12.1%となっています。

また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、25,852人で56.7%、65歳以上の老年人口は、14,174人で31.1%となっています。

総人口に占める年少人口の割合は、昭和60年から平成21年までの24年間で、約10ポイント減少しています。一方で老年人口の割合は、約15ポイント増加しています。

図表 2-1：本市の人口推移

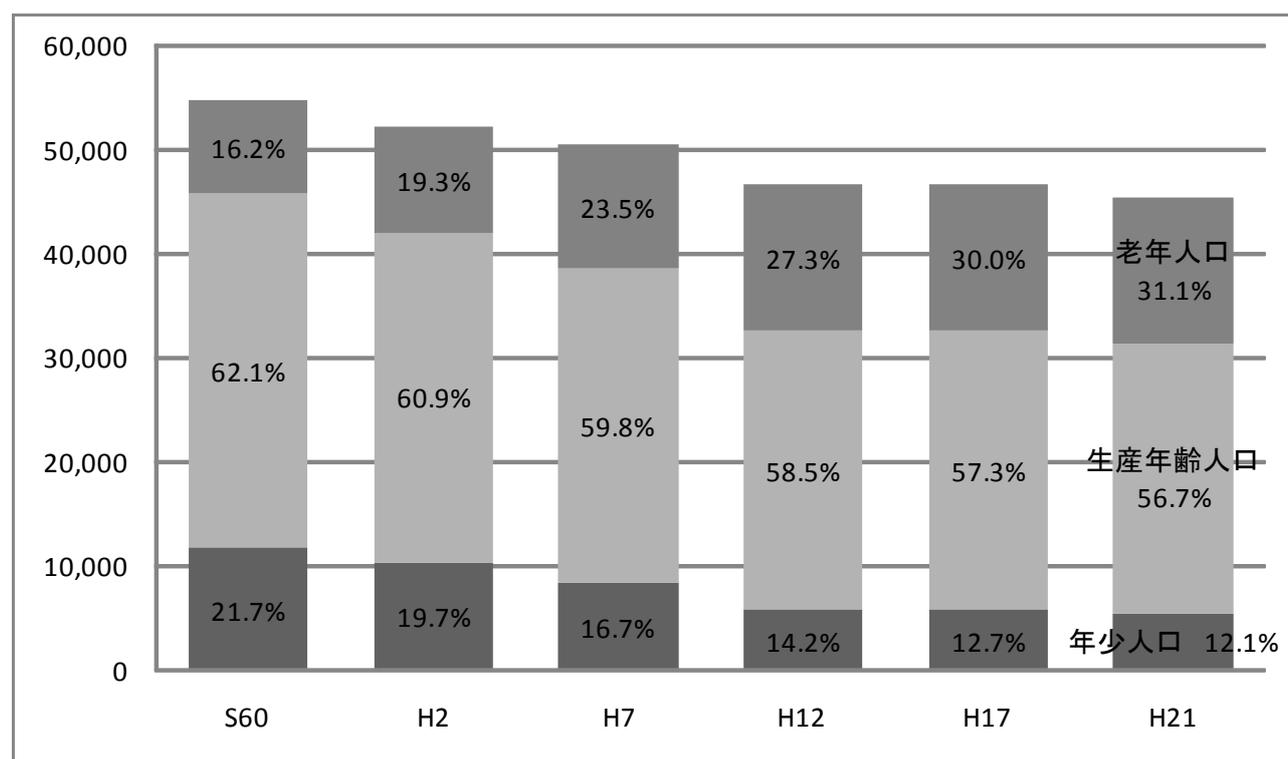
(割合を除く単位：人)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
総人口	54,781	52,292	50,529	48,750	46,822	45,561
15歳未満	11,877 (21.7%)	10,313 (19.7%)	8,434 (16.7%)	5,936 (12.7%)	5,936 (12.7%)	5,535 (12.1%)
15~64歳	34,004 (62.1%)	31,830 (60.9%)	30,238 (59.8%)	26,825 (57.3%)	26,825 (57.3%)	25,852 (56.7%)
65歳以上	8,900 (16.2%)	10,097 (19.3%)	11,853 (23.5%)	14,061 (30.0%)	14,061 (30.0%)	14,174 (31.1%)

※ 数値は合併前の旧市町の合算。ただし、平成21年は新市の数値。

※ 国勢調査結果。ただし、平成21年は推計人口（平成21年10月1日現在）。

※ 小数点以下の処理の都合、各項目の和と合計が一致しない場合があります。



図表 2-2：人口の推移（鹿児島県）

（割合を除く単位：人）

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総人口	1,819,270	1,797,824	1,794,224	1,786,194	1,753,144
15 歳未満	393,154 (21.6%)	357,453 (19.9%)	319,918 (17.8%)	280,717 (15.7%)	252,285 (14.4%)
15～64 歳	1,168,410 (64.2%)	1,139,774 (63.4%)	1,120,432 (62.4%)	1,101,401 (61.7%)	1,065,960 (60.8%)
65 歳以上	257,638 (14.2%)	298,904 (16.6%)	353,857 (19.7%)	403,239 (22.6%)	434,559 (24.8%)

※ 国勢調査結果。

※ 小数点以下の処理の都合、年齢不詳者数の数により、各項目の和と合計が一致しない場合があります。

図表 2-3：人口の推移（全国）

（割合を除く単位：人）

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総人口	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,756,815
15 歳未満	26,033,218 (21.5%)	22,486,239 (18.2%)	20,013,730 (15.9%)	18,472,499 (14.6%)	17,521,234 (13.7%)
15～64 歳	82,506,016 (68.2%)	85,903,976 (69.5%)	87,164,721 (69.4%)	86,219,631 (67.9%)	84,092,414 (65.8%)
65 歳以上	12,468,343 (10.3%)	14,894,595 (12.0%)	18,260,822 (14.5%)	22,005,152 (17.3%)	25,672,005 (20.1%)

※ 国勢調査結果。

※ 小数点以下の処理の都合、年齢不詳者数の数により、各項目の和と合計が一致しない場合があります。

2 将来人口の推計

本市の過去の人口推移をもとに、その推計を行った結果が下図になります。

本市の人口は微減傾向にあり、平成 26 年には平成 17 年より約 4,760 人減少し、42,062 人と推計されます。

また、平成 26 年の年少人口は、平成 17 年よりも約 946 人少ない 4,990 人程度になると予想されます。

図表 2-4：本市の将来人口推計

（割合を除く単位：人）

区 分	平成 22 年 (推計)	平成 23 年 (推計)	平成 24 年 (推計)	平成 25 年 (推計)	平成 26 年 (推計)
総人口	44,236	43,692	43,149	42,605	42,062
15 歳未満	5,353 (12.1%)	5,262 (12.0%)	5,171 (12.0%)	5,080 (11.9%)	4,990 (11.9%)
15～64 歳	25,126 (56.8%)	24,626 (56.4%)	24,127 (55.9%)	23,627 (55.5%)	23,127 (55.0%)
65 歳以上	13,757 (31.1%)	13,804 (31.6%)	13,851 (32.1%)	13,898 (32.6%)	13,945 (33.2%)

※ 指宿市第一次総合計画の将来人口予測を用いて算出（国勢調査を用いて、コーホート変化率法により推計）。

3 出生の状況

本市の出生数は、平成18年に311人にまで減少しましたが、その後回復し、平成19年は365人と前年に比べ54人増加、平成20年も346人となっており、少子化に一定の歯止めがかかっている状況にあります。

また、本市の合計特殊出生率は、平成18年に1.39となりましたが、その後は出生数の回復に伴い、平成19年は1.60、平成20年は1.55となり、全国よりも若干高く、鹿児島県とほぼ同レベルの数値で推移しています。

図表 2-5：合計特殊出生率の推移

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
指宿市	1.50	1.51	1.44	1.39	1.60	1.55
出生数	354人	349人	332人	311人	365人	346人
鹿児島県	1.49	1.46	1.44	1.51	1.54	1.59
全国	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37

※ 厚生労働省人口動態統計調査による。ただし、平成18年以降の本市の数値は、企画課広報統計係が算出。

※ 各年の女性人口は、10月1日現在で合計特殊出生率を算出。

第2節 産業の動向

1 産業構造の推移

平成17年国勢調査における本市の就業者数は22,721人です。就業者数を産業別にみると、第一次産業、第二次産業の減少、第三次産業の増加がみられます。

また、市町村内総生産の推移については、総額及び産業三区区分とも、近年においては若干の微減傾向ですが、総人口の減少と相まって、人口一人当たり総生産はほぼ横ばい、人口一人当たり所得は微増傾向にあります。

図表 2-6：就業人口の推移

(単位：人、%)

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
就業者数	24,412	100.0%	24,369	100.0%	23,422	100.0%	22,721	100.0%
第一次産業	6,516	26.7%	5,611	23.0%	5,184	22.1%	5,008	22.0%
第二次産業	4,571	18.7%	4,842	19.9%	4,349	18.6%	3,617	15.9%
第三次産業	13,319	54.6%	13,905	57.1%	13,889	59.3%	14,082	62.0%
分類不能の産業	5	0.0%	8	0.0%	0	0.0%	14	0.1%

※ 国勢調査結果

※ 産業分類の各項目の構成比は、就業者数に対する割合。

図表 2-7：市町村内総生産および市町村民所得の推移

(単位：千円)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
市町村内総生産	121,847,121 (100.0%)	123,232,289 (100.0%)	122,391,872 (100.0%)	121,511,716 (100.0%)	119,575,556 (100.0%)
第一次産業	13,944,935 (11.4%)	13,922,388 (11.3%)	12,736,753 (10.4%)	12,587,664 (10.4%)	11,530,090 (9.6%)
第二次産業	14,622,035 (12.0%)	16,116,507 (13.1%)	14,352,380 (11.7%)	13,873,903 (11.4%)	13,136,679 (11.0%)
第三次産業	98,191,490 (80.6%)	98,010,933 (79.5%)	100,075,991 (81.8%)	100,233,462 (82.5%)	100,144,437 (83.7%)
市町村民所得	92,034,830	90,703,911	91,566,184	91,990,205	92,469,761
人口当たり総生産	2,545	2,582	2,587	2,595	2,586
水準	86.7	87.5	86.4	85.8	84.7
人口当たり所得	1,922	1,901	1,936	1,965	2,000
水準	86.0	84.9	87.6	86.9	87.6

※ 市町村民所得推計結果

※ カッコ内は構成比

※ 水準は、県内市町村平均との割合

2 男女別就業状況の推移

男女別で比較すると、男性の労働力率は7割強となっているのに対し、女性の労働力率は5割前後で推移しています。ただし、女性の労働力率は、平成7年の49.3%であったのに対し、平成17年で50.0%と微増傾向にあります。

今般の経済状況などを見ても、就職を希望する女性は、増え続けることが予想されるため、

今後も女性の就業割合は増加していくと思われます。

女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）を年齢別にみると、ほとんどの年齢層で、平成12年より平成17年の方が高くなっており、特に15～34歳の層でその傾向が強くみられます。

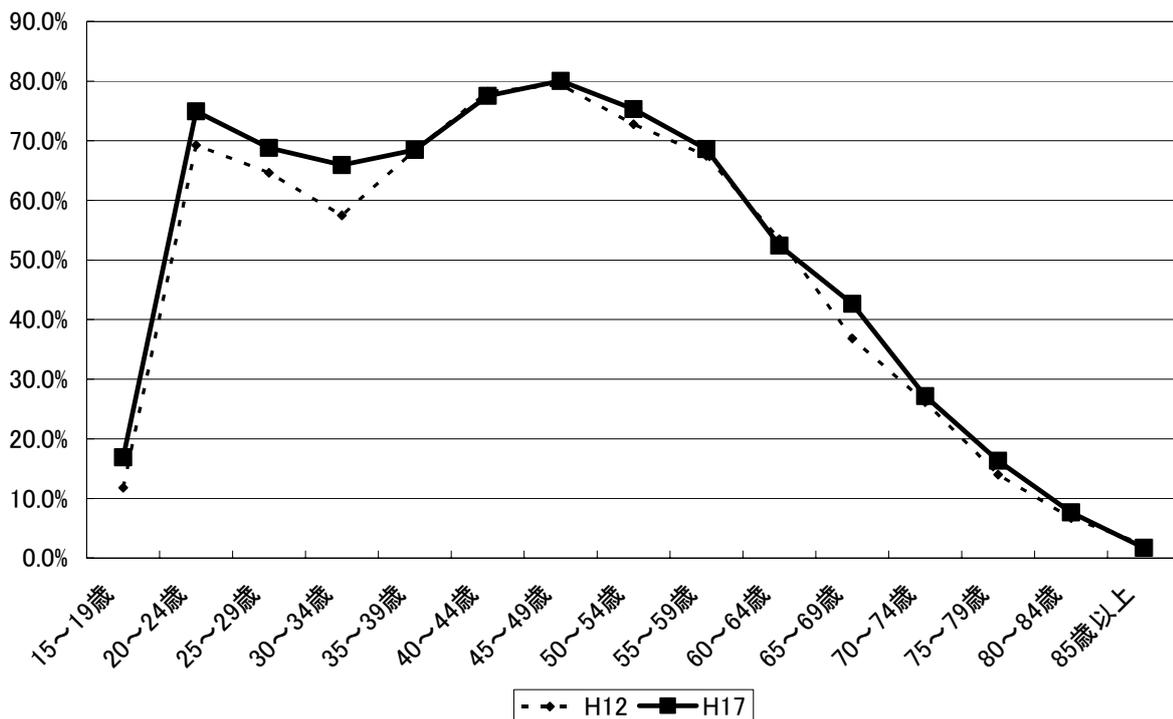
図表 2-8：男女別就業状況の推移

(単位：人、%)

区分	平成7年			平成12年			平成17年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
15歳以上人口	42,095	18,637	23,458	41,819	18,625	23,194	40,886	18,278	22,608
労働力人口	25,302	13,735	11,567	24,590	13,162	11,428	24,103	12,810	11,293
就業者数	24,369	13,119	11,250	23,422	12,390	11,032	22,721	11,846	10,875
完全失業者数	933	616	317	1,168	772	396	1,382	964	418
労働力率	60.1%	73.7%	49.3%	58.8%	70.7%	49.3%	59.0%	70.1%	50.0%

- ※ 国勢調査結果
- ※ 労働力人口は、就業者および完全失業者の和
- ※ 労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口の割合

図表 2-9：女性の年齢別就業状況



- ※ 国勢調査結果
- ※ 就業率は、15歳以上人口に占める就業者数の割合

第3節 母子保健に関する状況

(1) 乳児（3～4カ月児）健康診査受診率

集団健診で実施される3～4カ月児健康診査は各年95%以上の受診率で推移しています。

図表 2-10：乳児（3～4カ月児）健康診査受診率

	H16	H17	H18	H19	H20
指宿市	98.9%	97.9%	98.2%	98.3%	97.8%
指宿保健所管内	99.0%	98.4%	98.4%	—	—
鹿児島県	95.6%	95.8%	96.4%	96.7%	—

(2) 1歳6カ月児健康診査受診率

各年95%前後の受診率で推移しています。

図表 2-11：1歳6カ月児健康診査受診率

	H16	H17	H18	H19	H20
指宿市	96.6%	97.3%	94.2%	96.8%	97.6%
指宿保健所管内	96.3%	97.5%	94.9%	—	—
鹿児島県	92.8%	93.1%	92.9%	94.4%	—

(3) 3歳児健康診査受診率

平成16年度以降も90%以上の受診率で推移しています。

図表 2-12：3歳児健康診査受診率

	H16	H17	H18	H19	H20
指宿市	92.0%	91.5%	92.0%	91.1%	91.0%
指宿保健所管内	93.5%	93.2%	93.1%	—	—
鹿児島県	88.3%	87.7%	88.9%	90.6%	—

(4) 1歳6カ月児むし歯有病者率

平成16年度以降減少傾向にあり、平成20年度には2.15%にまで減少しています。

図表 2-13：1歳6カ月児むし歯有病者率

	H16	H17	H18	H19	H20
指宿市	7.0%	4.97%	6.21%	5.30%	2.15%
指宿保健所管内	5.9%	4.94%	6.81%	—	—
鹿児島県	5.9%	5.53%	5.40%	4.58%	—

(5) 3歳児むし歯有病者率

平成16年度以降、40%前後で推移しています。

図表 2-14：3歳児むし歯有病者率

	H16	H17	H18	H19	H20
指宿市	40.1%	37.61%	41.49%	36.91%	43.69%
指宿保健所管内	42.3%	37.97%	43.45%	—	—
鹿児島県	40.4%	37.53%	34.74%	33.79%	—

(6) 予防接種受診状況

図表 2-15：予防接種受診状況

	H16	H17	H18	H19	H20
急性灰白髄炎	80.5%	79.7%	68.0%	75.4%	79.0%
日本脳炎Ⅰ期初回（3歳，4歳）	87.6%	42.1%	1.9%	4.3%	7.6%
日本脳炎Ⅱ期（小4）	97.6%	65.8%	0	0	7.6%
日本脳炎Ⅲ期（中2～3年生）	96.8%	66.1%			
三種混合（乳児）	85.1%	76.0%	79.9%	66.0%	69.5%
二種混合（小6）	97.5%	94.6%	67.4%	80.0%	87.2%
風疹（幼児）	80.4%	82.8%	34.3%	77.8%	0
麻疹	82.4%	83.8%	57.1%	100.0%	0
BCG	96.8%	97.8%	87.1%	88.0%	98.6%
MR			73.4%	81.3%	86.9%

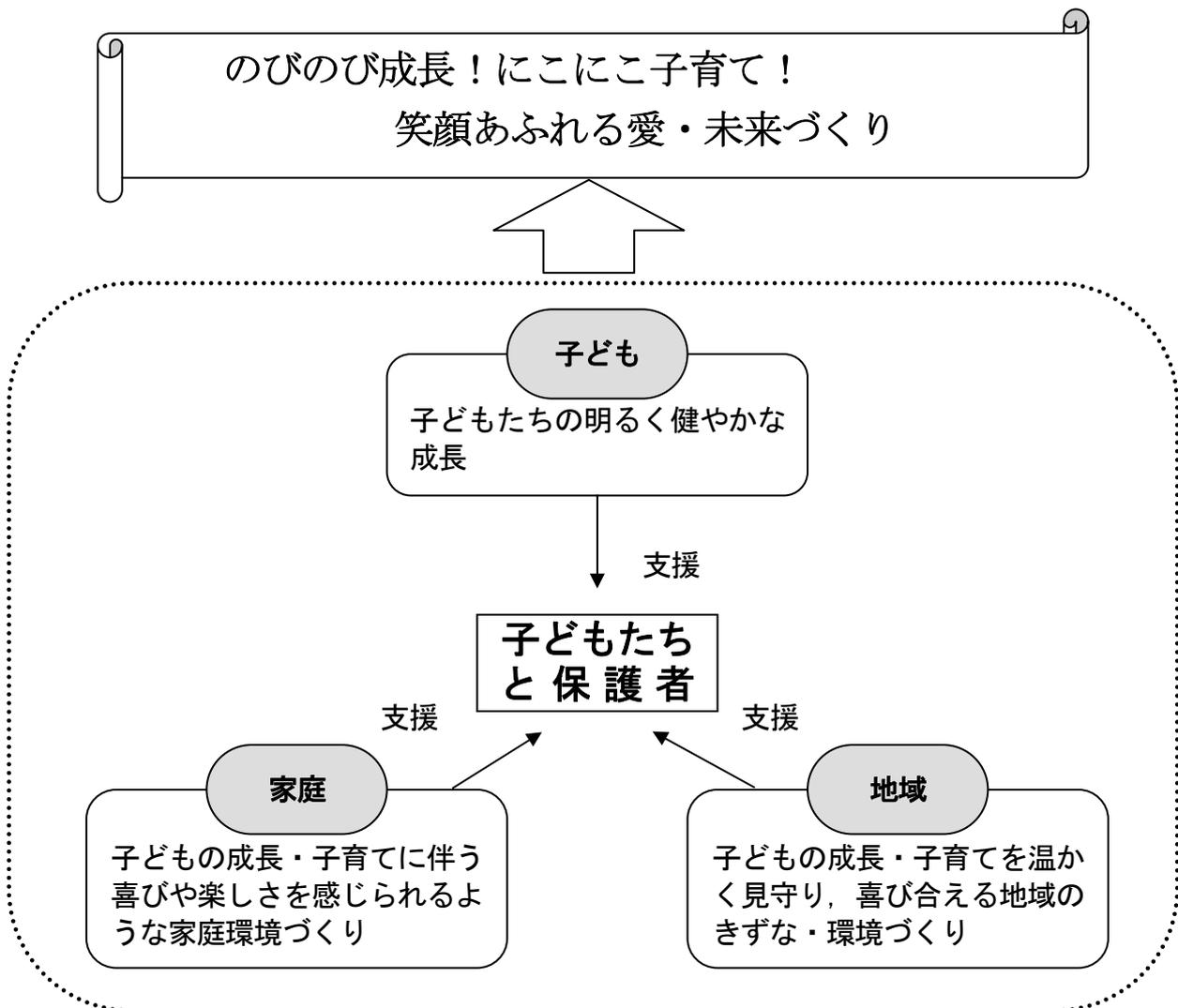
第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第一次指宿市総合振興計画に掲げる3つの基本理念、『地域資源を最大限活用』するまちづくり～食の安定供給・交流の促進～、『生活の質の向上』を目指すまちづくり～環境との共生・健康への貢献～、『人づくり』を重視するまちづくり～次世代の育成・パートナーシップ～、および将来都市像「豊かな資源が織りなす 食と健康のまち」の考え方を踏まえ、本計画においては、未来を担う子どもたちが、地域の宝として、のびのび元気に成長し、育つことを願って、前期計画に引き続き、後期計画の基本理念を「**のびのび成長！ にこにこ子育て！ 笑顔あふれる愛・未来づくり**」と定めます。

また、本計画を策定するにあたり、3つの大きな視点をもって進めることとしました。それは、「子ども」から、「家庭」から、「地域」からの視点です。

子どもは家庭・地域が守り、はぐくんでいく必要があります。3つの視点を計画全体において、総合的に取り入れ、各視点における目指す姿を支援し、計画を推進していきます。



■計画の目指す姿

【子育てをとりまく状況】

- 少子化・核家族化の進行
- 女性就業率の増加
- 価値観の多様化
- 地域社会の人と人のつながりが希薄化
- 子育てに不安をもつ親の増加

【子どもの視点に立った取り組み】

よりよい親子関係をもつための子育て支援

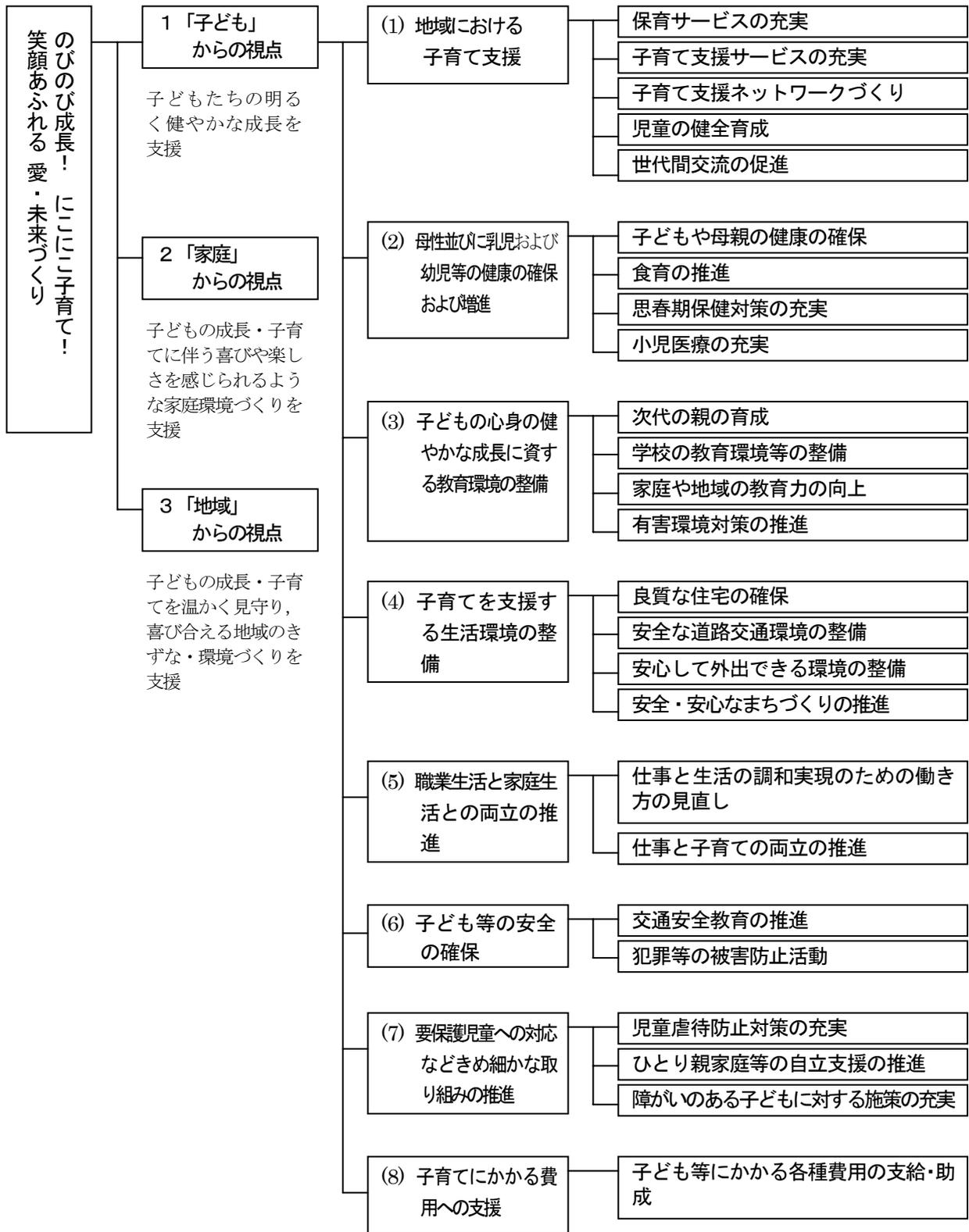
- 子どもの幸せを第一に考える
- 子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する

家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育・教育をおこなう ・子どもが最も安らぐことができる家庭づくり ・一人ひとりを尊重し家族みんなで協力する ・子育てに喜びを感じ、子どもと共に成長する
子 ど も	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの権利を尊重する ・愛情溢れる子育て ・家庭や地域を通じてのさまざまな学び ・社会での成長を通して、自立できる子どもを目指す

支 援

	保育所・幼稚園，学校，職場，行政
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で子どもと親の成長を見守り，支援する ・子どもと親が心身共に健康に生活できることを目指す ・子どもの社会性の向上や自立を助ける教育環境をつくる ・子どもが生活しやすいまちづくり ・子育てと仕事の両立ができる社会を目指す ・子どもが安全に生活できることを目指す ・すべての子どもが幸せに生きる権利を尊重する

■計画の体系図



第2節 施策の基本目標

本計画では、基本理念を実践するために、計画の目指す姿を踏まえつつ、次の8項目を基本目標として、総合的に施策を推進します。

1. 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう支援を行うため、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を推進します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等を活用した取り組みを推進します。

2. 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を安心して産み、ゆとりをもって育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理・指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取り組みを推進します。

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが、心豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援の充実などの取り組みを推進するとともに、子どもを産み育てる喜びを実感できる環境の整備を推進します。

4. 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や、外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直し等が必要です。国、鹿児島県、関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立を支援する法律等の広報・啓発活動に努めます。

6. 子ども等の安全の確保

子どもを取り巻く環境は、年々悪化してきています。子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、地域や関係機関等と連携した活動を推進します。

7. 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待の防止対策の充実、母子家庭等の自立支援、障がい児施策の充実等を通じ、支援を必要とする児童に対して、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

8. 子育てにかかる費用への支援

近年の経済環境の悪化などにより、子育て中の家庭を取り巻く現状は、厳しさを増しています。子育てにかかる経済的な負担感などから、子育てに対して消極的な家庭を増加させないために、子ども手当などの経済的支援を行っていきます。



未定（国の動向により
表現を確定）

第2部 指宿市次世代育成支援地域行動計画

第1章 地域における子育て支援

[動向と課題]

核家族化，都市化が依然として進む中，地域において人と人とのつながりが希薄になり，身近に相談できる人，協力できる人が少なくなったことから，育児の孤立化等が進み，母親の育児負担が増えています。

市が平成20年度に実施した「子育てに関するアンケート調査」によると，小学生以下の子どもをもつ保護者の約6割が，子育ての不安や負担感を感じていると回答しています。こうした保護者の不安や負担感を除去し，安心して子育てができるような地域社会を築くためには，すべての子育て家庭に対して，さまざまな子育て支援サービスの提供を図ることが必要です。

また，子どもの虐待やいじめなどの問題に対応するため，子どもが健やかに成長する権利を尊重し，かつ保障されるよう環境を確保するための取り組みが，引き続き必要です。

さらに，児童の健全育成を図る上で，地域において児童が自主的に参加，交流できる場が必要であり，各種事業でさまざまな体験活動の機会を提供し，地域の人材育成にも取り組むことが必要です。

なお，保育所の入所状況については，本市の公立保育所（1施設）および認可保育所（13施設）の定員870人に対し，平成21年4月1日現在では954人が入所しています。また，年度途中においても入所希望者が多く，平成21年12月1日現在では1,118人が入所しています。

このことから，本市の公立保育所および認可保育所は大幅な定員超過の状況下にあるため，保育に欠けるすべての児童を円滑に入所決定できるよう，定員の見直しや，認定こども園の創設について検討が必要となっています。

第1節 保育サービスの充実

核家族化や女性の社会進出，就労形態の多様化に伴い，保育に対する市民のニーズも多様化しています。

このため，子育てをしている人が安心して働くことができるよう，多様なニーズに応じて，広く市民が利用しやすい保育サービスの提供や，保育環境の充実に努めます。

[施策の基本方向]

1 通常保育の充実

増加する保育ニーズに対応するために，今後の社会情勢を踏まえながら適正な定員確保に努めます。

2 特別保育の充実

多様な保育ニーズに対応するために、延長保育、休日保育などの特別保育の充実を図ります。

3 保育の質の向上

保育所保育指針の改正に基づき、保育の質の向上に努めます。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
1	保育事業	主に両親とも仕事をしている等、何らかの理由により家庭において保育ができない場合に保護者に代って保育を行います。保育所の定員については、今後の社会情勢を踏まえながら対応します。また、建物の老朽化が進んでいる保育所については、施設環境改善への支援について検討します。	地域福祉課
2	延長保育事業	保護者の就労時間等の事情により、通常の保育所の開所時間を超えて児童の保育を希望する場合に、延長保育を行います。	地域福祉課
3	障がい児保育事業	保育に特別な配慮を必要とする障がい児の保育については、子ども発達支援センターさつき園等との連携を図りながら、安心して保育できる環境づくりを進めます。	地域福祉課
4	一時預かり事業	専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の急病や保護者の断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かる保育を行います。	地域福祉課
5	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病児・病後児保育)	保育所に入所中の児童が病気のため、集団保育が困難と認められる期間、その児童を保育所や病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる病後児等保育事業を行います。	地域福祉課
6	休日保育事業	日曜・祝日に、保護者の勤務等により児童の保育に欠ける場合、休日の保育を実施します	地域福祉課
7	保育の質を高めるための研修事業	保育士の質を向上させ、保育環境の充実を図るため、研修会等を実施します。	地域福祉課

第2節 子育て支援サービスの充実

子育て家庭の孤立化・地域における養育力の低下など、専業主婦家庭においても子育ての不安や負担感が高まっており、地域において子育てを支援する仕組みが必要です。

これまでの児童福祉法は、保育に欠ける児童への対策が中心でしたが、平成15年の法改正により、すべての子育て家庭における児童の養育を支援し、子育てをしやすい環境の整備を図ることとなりました。

これに基づき、保育所や幼稚園における子育て支援サービスの充実に努めます。

さらに、在宅児童の養育を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業についての検討を行います。

放課後児童の健全育成については、保育所・幼稚園等で実施していますが、民間と連携を図りながら、児童の受入体制の整備に努めます。

また、子育てに関する情報の提供や相談・助言については、引き続き実施します。

[施策の基本方向]

1 就学前の子どもがいる家庭へのサービス

育児と仕事の両立を支援し、安心して子育てができるように、こにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）やファミリー・サポート・センター事業など子育て家庭が自宅で受けられるサービスの充実を図ります。

2 小学生の子どもがいる家庭へのサービス

小学生の子どもがいる家庭に対して、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設置を推進し、放課後の生活の場づくりに努めます。

3 子育て支援の拠点整備および情報提供

地域子育て支援センターなどを活用し、保護者の不安解消や要望に配慮した情報提供体制の充実を推進するとともに、孤立しやすい親同士の交流のための環境を整えます。

4 幼稚園・保育所・小学校の連携等

少子化が進行する中で、幼稚園・保育所・小学校が、それぞれの立場で、子育て支援の中核的な役割を担うとともに、相互の連携を充実していきます。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
8	こにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	母子保健推進員等により、乳児（2～3カ月児）の全戸訪問を行い、保護者の育児不安や支援が必要な状況の把握に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。	健康増進課
9	ファミリー・サポート・センター事業	在宅における支援活動として、サービスを利用したい人と協力したい人がそれぞれ登録して会員の自宅や	地域福祉課

		<p>行催事場で保育サービスを実施する事業です。</p> <p>国の行動計画策定指針の改正趣旨を踏まえ、本市による実施の可否および実施体制について検討します。</p> <p>また、民間で実施している事業の情報を提供するとともに、保育サービス提供者を支援していけるよう検討します。</p>	
10	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童の健全育成を行います。	地域福祉課
11	地域子育て支援センター事業	子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、園庭開放、子育て勉強会、育児サークル等への支援および地域の保育需要に応じた特別保育事業の実施・普及促進を行います。	地域福祉課
12	育児相談	子育て支援事業として、育児不安を軽減し子育てを楽しむことができるよう、乳幼児の身体計測や育児相談を実施します。また、母親同士の情報交換の場としても活用を図ります。	健康増進課
13	各種子育て学習・講座の開催	乳幼児をもつ保護者を対象とした乳幼児学級を開設し、就学時健診等の機会を活用した「就学前」子育て講座など、さまざまな機会を活用した子育て講座等を開催します。	社会教育課
14	子育て情報の提供	妊娠届出時や出生届時などに、子育て情報のリーフレット等を配布するとともに、広報紙やホームページで子育て情報を提供します。	地域福祉課 健康増進課
15	幼稚園・保育所・小学校の連携等	<p>幼稚園は「幼児教育」、保育所は「保育」の専門機関として、いずれも就学前児童を対象として運営されています。また、幼稚園での延長保育・放課後児童クラブの実施や、保育所での特別保育事業などの充実が図られた結果、幼稚園および保育所は、少子化が進行する中、いずれも子育て支援の中核的な役割を果たしてきています。</p> <p>一方、近年になって、幼稚園と保育所の長所を生かし、その両方の役割を果たせるような新しい仕組みを創造するという観点から、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）が制定されています。</p> <p>これらの状況を踏まえつつ、就学前児童の健全な育成手段を確保するため、今後、本市に所在する7幼稚園および14保育所との連携・調整に努めるとともに、5歳児については小学校との連携を図りながら、子育て支援に係る情報交換を促進します。</p>	地域福祉課

第3節 子育て支援ネットワークづくり

子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供していく上で、子育て支援サービスの地域ネットワークを形成していくことが、重要な課題となります。

このため、関係機関が連携し、子育て支援や児童の虐待防止に取り組むとともに、母子保健推進員活動の一層の充実を図るなど、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。また、子育て支援サービスのネットワーク化を進めるため、子育て支援に適した人材の育成と発掘を図ります。

[施策の基本方向]

1 子育てサークルの育成支援

子育て中の親同士が子育てについて仲間づくりやコミュニケーションを図り、育児能力を高められるような子育てサークルへの支援を行います。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
16	子育てサークルの育成支援	困ったときに近所に子育てを手伝ってくれる人がいる環境づくりや、子育ての中の母親同士が集い、話し合い、相談ができる場等、育児学級での仲間づくりや子育てサークルの支援を行います。	健康増進課

第4節 児童の健全育成

核家族化や都市化による地域活動の結びつきの希薄化は、遊びを通じての仲間意識の形成や児童の社会性の発達に大きな影響があり、児童が地域の中で自由に遊び、安全に過ごす場の整備が必要です。

このため、各地域における公民館活動については、子育てサークルの育成や親子のふれあい、多様な学習体験機会の提供などを進めて、自治公民館を拠点とする地域活動を活発にしています。

さらに、子ども会指導者の育成を進めるとともに、自治公民館、地域ボランティアの協力を得て、児童の健全育成を地域全体で進めます。

また、いじめ、非行や不登校等の問題行動については、福祉事務所・学校等の関係機関と地域の連携を強化し、適切な対応に努めます。

[施策の基本方向]

1 地域における児童の健全育成

地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所として、各公民館、図書館、市民会館、山川文化ホール、時遊館COCCOはしむれなどを拠点とし、さまざまな取り組みを行います。

2 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、青少年育成推進員の活動充実や青少年育成体制を充実します。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
17	民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っていきます。 さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行っていきます。 委員活動の充実や資質を高めるための研修を行っていきます。	地域福祉課
18	公民館における児童の健全育成	校区公民館および自治公民館において、公民館活動の推進を図り、地域住民の協力を得て、あいさつ・声かけ運動や郷中わくわく体験塾など、児童の健全育成活動の推進に努めます。	社会教育課
19	青少年育成推進員活動	各校区に青少年育成推進員を委嘱し、児童の健全育成に努めます。	社会教育課
20	青少年育成体制の充実	ジュニアリーダークラブの育成や青少年海外派遣事業、いぶすきふるさと探検隊をはじめとする活動・交流	社会教育課

		の場を充実させるとともに、校区ごとの青少年育成会議を開催し、次代を担う地域リーダーの育成につなげます。	
21	青少年の善行等表彰	学校や社会生活において、善行または他の模範となる行為をした青少年、またはこれらの属する団体を、生涯学習推進大会で表彰することによって、地域ぐるみで心身共に健全な青少年を育成します。	社会教育課
22	社会教育施設の整備	生涯学習の拠点として、市立図書館や市民会館・山川文化ホール、中央公民館や各校区公民館、学校等がその役割を果たしていくことが期待されます。適切な維持管理に努め、設備の充実を行います。	社会教育課
23	児童館厚生員の設置	児童が放課後に安心して遊べるように児童館厚生員の設置を図ります。	開聞支所市民福祉課

第5節 世代間交流の促進

地域の社会資源を活用しながら、世代間交流を進め、高齢者も含めた地域全体で子育てを支援する環境をつくります。

[施策の基本方向]

1 世代間交流の促進

子どもたちが地域社会で、ボランティアを含めさまざまな団体活動に参加し、仲間と高めあえるような地域活動への支援と参加を促進するとともに、公共施設等での各種教室等の活動や世代間の交流を促進します。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
24	時遊館COCCOはしむれの活用	考古博物館「時遊館COCCOはしむれ」を拠点とし、古代体験学習や貴重な文化財の保存・活用、豊かな自然を守るための環境学習などを通じて、世代間の交流を促進します。	社会教育課
25	子ども会活動の推進	子ども会は、各地区に組織され、毎月第3土曜日の「青少年育成の日」を中心に、自主的で主体性のある活動を行っています。また、市子ども会育成連絡協議会では、研究公開やリーダー研修会を実施しています。地域における多様な自然体験・社会体験等、郷土に根ざした諸活動を通して郷土の良さを体験させ、社会性を培い「ふるさと意識」の醸成を図ります。	社会教育課
26	保育所地域活動事業	保育所において、小学校低学年児童を受け入れ、入所する児童と小学生との交流を促進します。	地域福祉課

第2章 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進

[動向と課題]

近年、社会的な環境の変化により、晩婚化が進む一方、若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。また、都市化や核家族化の進展によって孤立化した家庭における子育ては、育児不安や子どもへの虐待、子どもの心の病気などの問題をますます深刻化させています。

これらの現状から、母と子どもの心と体を守る健診、相談・指導体制をより一層充実し、妊娠や出産・子育てへの不安を軽減していくことが求められています。

さらに、「子育て支援は妊娠・出産から」との考えから、中高生や初めて子どもをもつ若い世代を対象に、妊娠・出産・子育てについて学習する機会を提供するとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要となっています。

また、睡眠不足や、朝食を食べない子どもが増えています。「早寝・早起き・朝ごはん」運動が全国的に展開されているとおり、睡眠や食事は、子どもの心と体の健康問題に深くかかわっています。

このため、発達段階に応じた就寝・起床時間の定着、そして食事をきちんと摂取することなど、規則正しい生活習慣を身につけることが、心身の健全な育成を図る上で求められています。

第1節 子どもや母親の健康の確保

都市化や核家族化の進展などによる社会環境の変化は、妊娠・出産・子育て不安を深刻化させており、母性並びに乳幼児の健康の確保が必要となっています。

このため、妊娠・出産・新生児期および乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図り、母性の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めます。

さらに、妊娠・出産や育児の情報・出産準備や子どもの事故防止など親となるために必要な知識を習得する学習機会の提供を図ります。

[施策の基本方向]

1 妊娠や子育て不安の軽減

母子健康手帳交付や、マタニティースクール、乳幼児健康診査等あらゆる機会をとらえ、妊娠や子育てに対する不安の軽減を図るための支援を進めます。

2 子どもの健やかな発育や発達の支援

各種健康診査、健康相談、訪問指導、予防接種を実施し、子どもの健康保持増進に努めます。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
27	母子健康手帳交付および妊婦相談	妊娠届の際に母子健康手帳を交付するとともに、妊婦への各種制度の説明や妊娠・出産・育児に関する保健指導を行います。	健康増進課
28	マタニティースクール	両親学級を開催して、父親の育児参加のきっかけづくりを行います。	健康増進課
29	わくわく親子教室	1歳6カ月児～3歳児健診等において言葉・行動等で気になる幼児または育児不安の強い保護者を対象とした教室を開催し、育児支援を行います。	健康増進課
30	母子保健推進員活動	妊産婦や乳幼児の健康を守るため、母子保健に関する情報を収集し、より効果的な相談指導に努めます。 地域の子育て支援として、母子保健推進員による活動は重要であり、声かけ訪問等に努めるとともに活動内容やその役割についても情報提供していくことを推進します。	健康増進課
31	妊婦健康診査	乳児死亡、周産期死亡の低減および低出生体重児の出生を未然に防止するため、妊婦の疾病異常を早期に発見し、早期に治療することを目的として、妊婦健康診査を実施します。	健康増進課
32	産婦健康診査	3～4カ月児健康診査と同時に産婦健康診査を実施して、産婦の健康管理を支援します。	健康増進課
33	妊産婦訪問指導	妊婦・産婦の健康状態、生活環境、疾病指導など、妊娠中あるいは産後に必要な事項について、家庭訪問のうえ適切な指導を行うとともに、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を取り除き安心して出産・育児に臨むことができるよう支援します。	健康増進課
34	ハイリスク妊産婦への支援	訪問指導によって低出生体重児の出生を予防するとともに、医療機関・保健所等の連携によりハイリスク妊産婦を早期に把握し、支援します。	健康増進課
35	新生児・乳幼児訪問指導	新生児・乳幼児の発育・栄養・生活環境・疾病予防など、育児上重要な事項について、家庭訪問のうえ適切な指導を行うとともに、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し支援します。	健康増進課
36	乳児・幼児健康診査	乳児健康診査、1歳6カ月健康診査、3歳児健康診査等を実施して、乳幼児の疾病の早期発見および発育発達・生活習慣等のチェックを行い、必要な助言や育児支援を行います。	健康増進課
37	歯科保健の推進	乳児健診、1歳6カ月児健康診査、2歳児健康診査	健康増進課

		<p>および3歳児健康診査，5歳児検診等において歯磨き指導や歯科検診を行います。</p> <p>又，希望者に対しては，フッ素塗布を行うなど，むし歯等の予防・早期発見を図り，歯科保健活動を推進します。</p>	
38	保健センター開放(みんなであそぼう)	<p>乳幼児とその家族を対象に保健センター等の場所と絵本や遊具を提供することにより，乳幼児の発達支援や保護者の育児負担の軽減を図ります。</p>	健康増進課

第2節 食育の推進

朝食欠食などの食習慣の乱れが、子どもの心と体の健康問題に大きく関係しており、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成や家族関係づくりによる心身の健全な育成およびコミュニティ能力の育成を図ることが求められています。

食は、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものです。

このため、子どもの発育段階に応じた食に関する指導および母親同士の情報交換に対する支援を推進します。

[施策の基本方向]

1 食に関する学習機会の充実

子どもや保護者に対し、食物を育てることの大切さや食に関する正しい知識や理解などを学習する場を提供します。

2 学校給食の充実

学校給食を食のモデルとして、地元の食材を使うなど地産地消を推進し、子どもたちに食生活に関する指導を行うとともに、安全・安心な食物を提供します。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
39	保育所の食育の充実	保育所を通して乳幼児期に望ましい食生活習慣が身に付くように子どもや家庭に「食」に関する働きかけ（食教育）を積極的に行います。	地域福祉課
40	親子料理教室	子どもころからよい食生活習慣を身につけさせるために、小学生とその保護者を対象に親子料理教室を開催します。	健康増進課
41	学校給食の充実	学校給食を食のモデルとして、食に関する指導により児童・生徒の食生活の改善策を図ります。	給食センター
42	妊産婦・乳幼児期の栄養指導	母子健康手帳交付および妊婦相談・乳幼児健診・育児相談等において、離乳食指導や、栄養指導を行います。	健康増進課
43	食生活指導の充実	食生活改善推進員等各種団体との連携を図り、食育の推進に努めます。	健康増進課

第3節 思春期保健対策の充実

思春期は、一生の中でも最も心身の変化が著しく、子どもから大人への成長過程において自我の確立に伴う大人社会や権威への反発、性的関心の高まりに伴う性行動の活発化等、身体的発達と精神的発達のアンバランスが顕著な時期です。

10代の人工妊娠中絶、若年出産や性感染症^り患率の増加が社会的な問題となり、また、喫煙・飲酒・薬物乱用の問題が顕在化しています。このため、学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて各教科、道徳・特別活動を通じて性教育・飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育を実施していますが、今後更に医療機関、保健機関などと連携を深めながら、性教育や、エイズをはじめとする性感染症の教育、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

[施策の基本方向]

1 性教育の推進

性に対する健全な態度を培い、適切な意思決定や行動選択ができるように、性教育を進めます。また、思春期児童の心のケアに関し、スクールカウンセラー等の活用による相談体制の充実を進めます。

2 思春期保健教育の推進

喫煙、飲酒、薬物乱用などに対して正しい知識の普及啓発を推進します。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
44	性に対する正しい知識の普及	児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い、現代社会にふさわしい性道徳を確立するための教育を、全教育活動を通じて推進し、児童生徒への指導の充実と保護者への啓発に努めます。 また、学校保健委員会や養護教諭部会等、思春期保健に関する会に参加し連携を図ります。	学校教育課
45	思春期児童の心のケアに関する支援体制の充実	学校へのスクールカウンセラーや心理相談員等の配置による助言・指導体制を図るとともに、思春期の子どもたちを支えるための生涯学習や家庭教育学級等の機会を通じた情報提供、地域活動の推進を図ります。	学校教育課
46	薬物乱用防止教育の実施	児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在および将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めます。	学校教育課

第4節 小児医療の充実

安心して子どもを産み、子どもたちが健康で暮らせる環境をつくるためには、小児医療体制を確立していくことが必要です。

小児医療については、指宿医師会の協力のもとに、日曜・祝祭日の当番医制を実施していますが、更に小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備に努めます。

[施策の基本方向]

1 小児医療体制の充実

夜間、休日の診療体制の整備を図るとともに、それらの情報について、広報紙やチラシ、ホームページ等で提供していきます。

2 小児事故等に関する知識の普及啓発

子育て家庭に対し、SIDS（乳幼児突然死症候群）や小児事故に関すること、子どもの応急手当法などについて、知識の普及啓発を図ります。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
47	日曜・祝祭日および夜間当番医	指宿医師会の協力を得て、日曜・祝祭日および夜間の当番医制を行います。 また、日曜・祝日の在宅当番医と夜間の当番医について、広報紙やチラシ、ホームページ等で情報提供します。	健康増進課
48	予防接種	感染の恐れのある疾病の発生およびまん延を予防するため、各種予防接種事業を実施します。	健康増進課
49	不慮の事故防止に関する普及啓発	SIDS（乳幼児突然死症候群）や小児事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策およびかかりつけ医の重要性・必要性について、普及啓発を図ります。	健康増進課

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

[動向と課題]

近年、児童虐待の増加や校内暴力、いじめ、不登校、非行、あるいは児童を対象とした凶悪犯罪の頻発などといった子どもを取り巻く環境の問題が深刻化していますが、その背景には、少子化の進行や、地域における地縁的なつながりの希薄化などが考えられています。

また、親の間では、子どもの教育やしつけの仕方が分からないといった育児に関する悩みが広がっています。

家庭は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣やモラル、自律心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。

家庭の教育力が向上するためには、学校や地域の協力を得ながら、親に対する相談体制をより一層充実するとともに、若い世代から、親の役割や責務を自覚できる社会環境をつくっていく必要があります。

学校教育では、子ども一人ひとりが自らの能力を伸ばし、生き生きと学校生活を送ることができる「子どもが主役の学校づくり」が求められており、学校と地域とが連携しながら、教職員の創意工夫による教育活動など、特色ある学校づくりに努める必要があります。

また、いじめ・不登校、非行などの課題解決に向けた、教育活動に取り組むとともに、体験活動を通じた親子のふれあいや世代間交流を図るなど、子どもの健全育成を進めていく必要があります。

第1節 次代の親の育成

乳幼児に接する機会の少ないまま親になる世代が増えています。このため、子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意義や男女が協力して家庭を築くことの大切さについて啓発していく必要があります。

学校教育における総合的な学習の時間や体験活動などを通して、児童・生徒が保育所や幼稚園に通所する乳幼児とふれあう機会を広げるとともに、異年齢児や世代間の交流・親と子の交流事業の拡大に努めます。

[施策の基本方向]

1 子育て意識の醸成

男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを進めます。また、小・中学生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるように、保育に関する学習の充実に努めます。

2 出会いの場の創出促進

少子化の最大の要因とされる未婚・晩婚化の理由として、出会いの場の欠如があることから、出会いイベントの開催や結婚相談等を行う「世話やきキューピッド事業」を支援します。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
50	家庭を築き,子どもを産み育てる喜びの普及	男女が協力して家庭を築くことや,子どもを産み育てることの意義に関して,広報紙やホームページ,パンフレット等を通じて,広報・啓発活動を進めます。	地域福祉課
51	保育に関する学習	命の大切さを伝えていくために,保育実習や職場体験学習等を実施するなど,母性父性のはぐくみの場を設けます。	学校教育課
52	世話やきキューピッド事業	出会いの場の創出を図るために,鹿児島県は,出会いイベントの紹介や結婚相談等を行う「世話やきキューピッド事業」を実施していますが,この事業の主旨に基づき,世話やきキューピッドが活動しやすいよう,広報啓発等を行います。	地域福祉課

第2節 学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもは、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

このため、少人数指導などを進めて、学力の向上を図るとともに、いじめ・不登校など児童・生徒の課題に対する相談指導体制の充実やスポーツの振興に努めるなど、心も体も健やかに育つ環境を整えます。

また、魅力ある学校づくりを進めるため、学校施設については、学習内容・指導方法等の多様化に対応した環境づくりや地域住民の学習、スポーツ・文化活動として、工夫を凝らしてその整備に努めます。

[施策の基本方向]

1 確かな学力の向上

学力向上対策や学習指導の充実、生徒指導の充実など、各学校の創意工夫により、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実等を図ります。

2 豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむため、子どもの心に届く道徳教育の充実を図るとともに、読書活動の推進にも努めます。

3 健やかな身体の育成

心身共に健康な児童生徒を育成するために、学校教育における特色ある体力・気力づくり活動の推進や、地域における生涯スポーツの普及に努めます。

4 魅力ある教育環境の整備

老朽化が進んでいる校舎等の施設整備や教材等の充実など、年次計画に基づいた教育環境の整備充実を推進します。

5 幼児教育の充実

子ども一人ひとりに対してきめ細かな対応を行い、健やかな身体と豊かな人間性をはぐくむ幼児教育を行います。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
53	学力向上対策	学習意欲を重視した「分かる授業」の方策と実践や、課題解決的な学習過程による「学び方」学習の重視に取り組みます。 また、基礎基本の定着を図る指導を行い、「確かな学力」が身に付く授業の充実に努めます。 さらに、学習指導方法の改善などにより、指導体制の充実を図ります。	学校教育課
54	A L T（外国語指導助	外国語の教育を促進し、国際性豊かな人材の育成を	学校教育課

	手) の活用	図ります。	
55	新時代に対応する教育等の推進	A L T等の人材を積極的に活用し、英語学習や交流活動などを充実し、国際理解教育の推進に努めます。また、環境教育等の教育課題については「総合的な学習の時間」を活用し実践するなど積極的に取り組みます。	学校教育課
56	不登校の児童生徒への支援の充実	不登校の児童生徒への支援の場として「はしむれ教室」を設置し、復学への手助けを行います。	学校教育課
57	道徳教育の充実	道徳教育資料の心のノート等の活用により「道徳の時間」の充実を図ります。 また、全教育活動の中で、豊かな体験活動や学校、家庭、地域社会との連携を図り、善悪の判断、規律ある生活態度、自然を愛する心、生命を大切に作る心などの基本的な規範意識と倫理観、公共心や他者を思いやる心などの豊かな人間性や社会性をはぐくみ、道徳的実践力を備えた児童生徒の育成に努めます。	学校教育課
58	生徒指導の充実	教職員が一体となり、生徒指導の体制を確立し、家庭・地域社会・関係機関と緊密な連携のもと、全教育活動を通して心に届く生徒指導を積極的に推進するとともに、宿泊学習等の自然体験活動やボランティア活動等の幅広い体験を通して豊かな情操を培い、個性豊かで心身共にたくましい思いやりのある児童生徒の育成を図ります。 さらに、不登校やいじめ問題等については、全教職員が問題の重大性を強く認識し、一体となって取り組むとともに、家庭や関係機関・団体と緊密に連携しながら積極的な対策を講じ、問題の解決や未然防止に努めます。	学校教育課
59	人権教育の充実	県および市人権同和教育推進の基本方針を踏まえ、人権同和教育についての認識を深め、浸透を図るとともに、発達課題に応じた人権同和教育の推進を図り、人権尊重の意識を高めるとともに、人権問題についての正しい認識と理解を深めます。	学校教育課
60	特色ある体力・気力づくり活動	体力・運動能力調査の実施と調査結果の分析・活用や児童生徒の走力アップに努め、たくましい体、強い心の育成を推進します。 また、小学校水泳・陸上記録会等の実施により競技力の向上を図ります。	学校教育課
61	スポーツ少年団指導者等の指導体制の確立	スポーツ少年団の指導者等、民間有志指導者の発掘に努め、指導体制の確立を図ります。	市民スポーツ課
62	スポーツ活動の促進	総合体育館を拠点として地域に根付いた生涯スポー	市民スポーツ

		ツの普及・振興を図るため、スポーツクラブへの支援を行います。	課
63	学校施設・教材等の整備 充実	年次計画に基づく校舎等の施設整備や教材等の充実に努め、教育環境の整備充実を推進します。	教育総務課
64	幼稚園の充実	幼稚園教育要領の趣旨を生かした教育課程の編成・実施・評価を行うため、幼稚園と保育所・小学校との連携や研修の充実などを通じて、一人ひとりの発達の特性に応じた指導の充実を図るとともに、就園奨励を促進します。	学校教育課

第3節 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や地域的なつながりの希薄化は、家庭や地域における教育力の低下となって現れています。

このため、地域における子育てサービスや子育て情報の提供、乳幼児健診や子育ての相談・指導の充実を図り、家庭における教育力の向上に努めていきます。

また、地域に根ざした学校づくりを目指すとともに、学校の施設の開放に努めます。そのほか公民館や社会教育団体の活動や生涯学習などとの連携のもと、地域の教育力の充実に努めるなど、地域・家庭・学校が一体となって、それぞれの教育機能を生かした学習を展開するなど、心豊かな、生き生きとしたコミュニティづくりに努めます。

さらに、子育てサークルの育成や子ども会活動の活発化に努めるなど、地域における人と人との結びつきを強めます。

[施策の基本方向]

1 家庭の教育力の向上

親が子育てに関する知識や技術を身につけることができるように、子育てに関する親への学習機会の提供を図ります。

2 地域の教育力の向上

郷中わくわく体験塾やいぶすきふるさと探検隊を通じて、地域における教育力の向上を図ります。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
65	子育てに関する親の学習機会の提供	子育てに関する親の学習機会を拡充し、乳幼児期からの「家庭でのしつけ」および「思春期家庭教育」を充実させ、家庭教育力の向上を図ります。	社会教育課
66	読書活動の充実	読書を通してふれあいの場をつくり、地域における人と人との結びつきを図るとともに、豊かな心を育てることを推進します。また、朝読み・夕読み運動やブックスタート運動の推進を図ります。	社会教育課 学校教育課
67	家庭教育学級の充実	子どもをもつ保護者の家庭教育の在り方を見直して、子育て支援を充実させるとともに、乳幼児学級や保育所・幼稚園・学校での家庭教育学級の内容の充実を図ります。	社会教育課
68	郷中わくわく体験塾	鹿児島に古くから伝わる薩摩藩の子弟教育である郷中教育を現代に生かし、異年齢の青少年が共同生活することで、先輩が後輩を導き、後輩は先輩を敬い、「知育、徳育、体育」の調和のとれた、心豊かでたくましい青少年や次世代のリーダー育成を図ります。	社会教育課
69	いぶすきふるさと探検隊	ふるさとの良さを再発見するとともに、異年齢による野外での共同生活をすることで、郷土を愛し思いやりをもった青少年をはぐくみ、次世代のリーダーとしての育成を図ります。	社会教育課

第4節 有害環境対策の推進

子どもたちは、成長と共に独立心や好奇心がおう盛となるため、飲酒・喫煙や深夜はいかに行ったり、性や暴力等の情報がまん延する有害環境に立ち入ったり、場合によっては、犯罪等の被害に巻き込まれたりすることも懸念されます。

このため、環境浄化モニターなどによる有害図書等の調査や児童・生徒にとって有害となる施設への立入り制限を進めるとともに、関係機関や地域住民と連携協力し、関係業界に対して自主的措置を取るよう働きかけていきます。

[施策の基本方向]

1 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

学校や家庭、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力しながら、子どもに対する街頭補導などに取り組むとともに、有害環境がなくなるよう関係業界への働きかけを行います。

2 フィルタリング・ソフトまたはサービスの普及啓発

インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネット利用の実態を把握するとともに、フィルタリング・ソフトまたはサービスの普及啓発に努めます。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
70	少年育成センター活動	非行化または非行化するおそれのある少年を早期に発見し、青少年の問題行動を未然に防止するため、学校や家庭、地域社会をはじめ、関係機関や各団体との緊密な連携と協力のもとに、あいさつ運動や街頭補導を行うとともに、各種相談に応じます。	社会教育課
71	環境浄化モニター活動	小・中・高校の子どもをもつ保護者を中心に選出されたモニターが、書店やコンビニエンスストア、カラオケボックス等を巡回するとともに、インターネットや携帯電話による有害情報へのアクセスを防止するなど、青少年に悪影響を及ぼすと思われる有害な環境がなくなるよう関係業界に働きかけを行います。	社会教育課
72	フィルタリング・ソフトまたはサービスの普及啓発	インターネットや携帯電話における有害情報やいじめから子どもを守るため、フィルタリング・ソフトやサービスの普及啓発に努めます。	社会教育課

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

[動向と課題]

私たちの生活の身近な場には、水迫遺跡・指宿橋牟礼川遺跡・方柱板碑などの歴史遺産、池田湖・魚見岳・知林ヶ島・鰻池・長崎鼻や開聞岳などの豊かな自然があります。

本市のこのような優れた特性である歴史遺産や自然環境を保全し、子どもの育成にやさしい都市環境をつくり、これらの財産を次の世代に引き継ぐことは、重要な使命です。

また、生活環境の整備が子育てに大きな影響をもたらすため、公共空間の確保や、子育てに配慮した住環境の質的向上が必要です。

さらに、都市施設のバリアフリー化だけでなく、授乳などの子育て支援設備の整備を視野に入れた「子育てバリアフリー」の推進に努め、安全・安心で快適なまちづくりを行い、気軽に乳幼児を連れて歩けるまちづくりを進めることが求められます。

第1節 良質な住宅の確保

子育てを担う若い世代が求める、広くゆとりある住宅の確保ができるよう、住宅情報の提供に努めます。

[施策の基本方向]

1 公営住宅の改善・建て替え

子育て世帯が利用しやすい良質な住宅の提供を図るために、公営住宅の改善および建て替えを推進します。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
73	公営住宅の改善	建替事業に該当しない住宅で、今後10年以上管理する既設公営住宅の耐力の向上と、周辺環境を考慮した改善を図ります。	建築課
74	公営住宅の建て替え	市民のニーズの高度化・多様化に対応するため老朽化した住宅や狭小住宅について建替事業を推進します。	建築課

第2節 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親等が安全に、安心して歩くことのできるような道路交通環境を確保するため、生活道路の整備を図ります。

[施策の基本方向]

1 子どもの安全を守るための環境の整備

交通事故防止のため、道路交通環境や交通安全施設の整備を進めるとともに、住民の意向に基づきながら、安全で快適な生活関連道路の整備を図ります。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
75	道路交通環境・交通安全施設の整備	広域的な通過交通量の増大による交通事故を防ぐため、道路交通環境・交通安全施設の整備を進めます。	総務課
76	生活関連道路整備事業	生活関連道路について、住民の意向を取り入れながら改良・舗装等の整備を促進します。また、改良により残地等がある場合は、必要に応じて緑地や花壇等のスペースを確保して花のまちづくりを推進します。 集落内や通学路等の整備を行い、安全で快適な道路づくりに努めます。	土木課
77	蓋版の整備	改良済路線の側溝蓋版のない箇所については、側溝改良をしながら蓋版の整備を促進します。	土木課

第3節 安心して外出できる環境の整備

都市化の進行などにより、子どもや、子どもをもつ親同士が、安心して交流・情報交換が行える場を求める声が高まっています。

「子育てに関するアンケート調査」の結果からも、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」といった意見が多く、保護者から上がっていることから、各種公共施設の整備を推進します。

そのため、妊産婦、乳幼児連れの親など、あらゆる人たちが安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共建築物等において段差の解消などのバリアフリー化を推進します。

また、子育て世帯が安心して利用できる公園等の整備を推進します。さらに、バリアフリー情報の提供に努めます。

[施策の基本方向]

1 公共施設等のバリアフリー化

妊産婦、乳幼児連れなどすべての人が安心して外出できるように、道路、公園、公共施設、公共交通機関等において、段差の解消等バリアフリー化を進めます。

2 子育て世帯が安心して利用できる環境の整備

公共施設等において、ベビーベッドや授乳室の設置など子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や出入口のスロープ化、自動ドアの設置などの整備を進めます。

3 子どもの遊び場の確保

都市公園や市内に点在する各公園の点検、老朽施設の再整備などを行うなど適切な管理を図ることによって、身近な地域での子どもの遊び場を確保します。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
78	子育て支援環境の充実	乳幼児を連れて外出しやすい環境を整備するため、公共施設の整備改善に努めます。	地域福祉課
79	公共施設のバリアフリー化	すべての人々にやさしい福祉のまちづくりを推進するため、道路の段差の解消や公共的建築物について、出入口・スロープ・トイレの改善とともに、授乳などの子育て支援設備の整備を図ります。	地域福祉課
80	かごしま子育て支援パスポート事業	18歳未満の児童がいる世帯または妊娠している人がいる世帯に対して、パスポートを交付するとともに、県・市・民間との協働により協賛店舗を募集し、パスポートを提示した子育て家庭に対して協賛店舗の善意による子育て支援サービスを提供します。	地域福祉課
81	公園・緑地の充実	市内に点在する各公園や集落内の公園等において、	都市整備課

		老朽施設の再点検を行うとともに、遊具の設置・再整備など、子どもが安全に遊べるための配慮に努めます。	
82	安全な遊び場の確保	子どもたちの遊び場や高齢者など市民の交流の場として、また防災空間として身近な公園・ポケットパーク、セントラルパークなどのさらなる有効活用を図ります。	都市整備課
83	親しまれる図書館づくり	市民がいつでも、誰でも、気軽に利用できる親しまれる図書館づくりに努めます。また、図書館講座、読み聞かせ、お話し会、親子映画会等、自主的な活動を通じ、地域と連携した一層の取り組みを推進します。	社会教育課
84	十町土地区画整理事業	弥次ヶ湯通線の拡幅をはじめとして道路、公園、その他公共施設の新設改良を推進するとともに、地域の子どもたちの意見を取り入れた公園等を整備します。	都市整備課

第4節 安全・安心なまちづくりの推進

近年、痛ましい事件や事故、犯罪等が全国的に多発していることから、本市においても、子どもたちが被害に遭わないように、道路・公園等の公共施設等について、犯罪等の防止に配慮した環境整備を推進します。

[施策の基本方向]

1 防犯灯等の整備

通学路や道路・公園等への防犯灯や安全灯の設置を図るとともに、維持管理に対する支援を行います。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
85	防犯灯の整備・管理	明るい社会環境の整備推進を図るため、通学路や幹線道路、交通量の多い地域と地域を結ぶ道路等に防犯灯を設置し、犯罪の未然防止を図り、子どもの安全を守ります。	総務課
86	安全灯設置等への支援	地区公民館等による安全灯の設置や維持管理についての支援を行います。	市民協働課

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

[動向と課題]

これまでの生活は、家庭生活よりも職業生活が優先されがちで、長時間労働も当然とされてきました。このような価値観の中で、家庭をもつ男性は主たる家計の担い手として期待され、思うように家庭生活に参画できないという現状にあります。

一方で、仕事をもつ女性は増加傾向にありますが、依然として家事・育児・介護等を女性の役割と固定化する傾向が強く、家庭をもちながら働く女性は仕事も家事・育児・介護も担うという過重労働を強いられています。また、結婚や出産後も同じ仕事を継続したいと望んでも、それを実現することが難しいという現状もあります。

このような現状の中で、子どもが欲しいとは思っていても、出産後の生活への不安感などから、子どもを産むことや、第2子以降をもつことをためらう人が多いという傾向がみられます。

今後は、子どもをもちたいと望む人が、性別やライフスタイルに関わらず、安心して子どもを産み、育てることができる社会環境づくりが必要です。

そのために、働きながら子育てをしたいと思う人が、無理なく職業生活と家庭生活を両立できる環境の整備に向けて、働き方の見直しと多様な働き方の選択の実現に向けた取り組みや、仕事と子育ての両立を支援するサービスを拡充するとともに、従来の性別による固定的な役割分担の見直しを含めた、多様なライフスタイルを認め合う意識の啓発を進めることが重要です。

第1節 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現のための働き方の見直し

男女共に充実した職業生活と家庭生活を送るため、「働き方の見直し」を進めるとともに、仕事時間と生活時間のバランスが取れる多様な働き方を選択できるようにすることが必要です。

このため、職域、地域等において、従来の性別による固定的な役割分担の見直しを含めた、多様なライフスタイルを認め合う意識の啓発を進めるため、国、県、関係団体や地域住民と連携を図りながら、啓発・情報の提供に努めます。

[施策の基本方向]

1 男女共同参画意識の啓発

子育ては男女が共に行うという意識をもてるように、男女共同参画への意識の啓発を行います。

2 仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しに関して、広報啓発に努めます。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
87	男女共同参画社会の実現	<p>すべての人が互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員として責任を担いながら、自らの意思により社会に参画することや、多様なライフスタイルを認め合い、支え合う社会の実現を目指す必要があります。性別やライフスタイルにかかわらず、誰もが、その生き方を尊重され、安心して暮らすことができる社会を基盤とする地域を目指します。</p> <p>そのため、市が行うあらゆる施策については、性別やライフスタイルの違いに対して、中立公平にその展開を図るとともに、男女共同参画セミナーなどを通じ、あらゆる場において性別による偏見や差別をなくすための意識を啓発します。</p>	市民協働課
88	ワークライフバランスに関する広報啓発	<p>姓や年齢にとらわれずすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスが取れる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めるために、ワークライフバランスに関する広報啓発に努めます。</p>	市民協働課

第2節 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需要に応じた保育サービスの拡充に努めるとともに、利用時間の延長を図るなど保護者が働きやすい環境を整えます。

また、子育て支援ネットワークづくりを進め、地域における教育力を高めます。

さらに、関係機関や企業等との連携、協力のもとに結婚・出産後も仕事を続けることができるよう啓発活動に取り組みます。

[施策の基本方向]

1 一般事業主行動計画策定の推進

保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センターの設置促進を図るとともに、一般事業主行動計画の策定を促進するなど、仕事と子育ての両立を支援するための体制整備、関係法制度等の広報啓発に努めます。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
89	一般事業主行動計画等に関する普及啓発	一般事業主行動計画の策定に関して、労働者・事業主・地域住民に対する普及啓発に努めます。また、ワークライフバランスや次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報を収集するとともに、広く情報提供に努めます。	地域福祉課

第6章 子ども等の安全の確保

[動向と課題]

交通環境の大幅な変化や交通マナーの低下，あるいは交通ルール違反による交通事故が後を絶たず，特に交通弱者である多くの子どもや高齢者等がこの犠牲になっているのが現状です。

これらのことから，歩行者等やドライバー双方に交通ルールの習得と交通安全啓発が必要であるとともに，歩行者等の視点に立った「まちづくり」を進めていく必要があります。

また，子どもが被害者となる犯罪等が増加しています。子どもを犯罪等の被害から守るためには，周囲にいる私たち一人ひとりが子どもたちを温かく見守るとともに，警察や学校等の連携のもと，地域を挙げた防犯活動を行い，自分たちの地域の安全は自身の手で守るという意識をもつことに努めなければなりません。地域の方々による声かけ，あいさつ運動により未然に連れ去り等の犯罪を防ぐことが大切です。

子どもが犯罪被害に巻き込まれないよう，日常生活での子どもの安全確保が求められています。

第1節 交通安全教育の推進

子どもたちをはじめとする交通弱者を交通事故から守るため，警察，学校，自治公民館など関係団体と連携し，交通マナーの遵守や習得，交通事故の未然防止に努め，交通安全意識の啓発を図ります。

また，シートベルトやチャイルドシートの着用に関する啓発を図り，総合的な交通事故防止策を推進します。

[施策の基本方向]

1 交通安全教育等の実施

学校や地域での交通安全教育の充実を図るほか，子どもの交通事故防止のため，市交通安全市民運動推進協議会による取り組みの強化やチャイルドシートの貸出事業などを進めます。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
90	交通安全教育の推進	保育所，幼稚園，学校や職場，高齢者学級など，各地域において，年齢段階に応じた安全教育を計画的に実施し，交通事故の未然防止に努め，交通安全意識の啓発に努めます。	総務課
91	学校における交通安全対策の強化	通学路の安全点検による危険箇所の除去や関係機関およびスクールゾーン委員会と連携し，児童生徒に対	学校教育課

		する交通安全対策の強化を図ります。	
92	チャイルドシート貸出事業	チャイルドシートの着用普及を図るため、チャイルドシートの貸出しを行います。	総務課
93	市交通安全市民運動推進協議会	交通安全5カ年計画、交通安全対策会議、交通安全市民運動推進協議会を通じて、交通安全施策について、警察、交通安全協会、交通安全母の会等の関係機関と協議し、交通事故防止に努めます。	総務課

第2節 犯罪等の被害防止活動

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域住民の協力のもとに「子ども110番の家」が設置されるとともに、地域や各団体では「防犯パトロール」や「ワンワンパトロール」などの自主的な取り組みが展開されています。

今後も、地域住民や防犯組合、警察などの関係機関との情報交換や緊密な連携のもとに、未然に犯罪等を防止するとともに、犯罪等が発生したときは迅速な対応に努めます。

[施策の基本方向]

1 子どもを犯罪などから守るための活動の推進

情報提供の推進や「子ども110番の家（サポートハウス）」の充実など、地域住民との連携による活動を強化します。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
94	防犯協会への協力	地域の実態に即した安全活動の推進、広報啓発活動の推進等、防犯活動を行っており、今後も協力します。	総務課
95	「子ども110番の家」 (サポートハウス)	子どもが不審者から声をかけられた場合等、子どもがかけ込むことができる「子ども110番の家」の充実を図ります。	学校教育課
96	校外生活指導連絡協議会の活動	市内の各学校から構成された委員が、青少年問題に係る情報を交換し、また市内における催しや行事開催時に補導を行い、青少年の健全育成を図ります。	社会教育課
97	危険箇所点検活動	学校・PTA・消防・警察等が連携して合同で、市内の危険箇所を点検して、子どもたちの事故防止に努めます。	学校教育課

第7章 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

[動向と課題]

近年、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、その内容も深刻化・複雑化しています。すべての児童の健全な成長を保障するためには、児童虐待の防止と早期発見が課題となっており、地域全体で取り組むことが求められています。

児童福祉法の改正により、市町村が児童の福祉などに関する相談等に応じることが法律上明確化されていることから、本市をはじめとした関係機関で対応を図る一方、専門的な指導や判定を要し、あるいは緊急性の高い事例については、児童相談所を中心に対応を図るなど適切な役割分担をする必要があります。

一方、離婚の増加により、母子家庭等のひとり親家庭が増えつつありますが、母子家庭等における子育ては、経済的・社会的に不安定な状態であることが多く、自立した社会生活を送ることができるよう支援を進めていくことが必要です。

また、障がいのある子どもをもつ子育て家庭についても、社会的な不安を抱えていることが多く、障がいのある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。

さらに、軽度の発達障がいである学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症など、特別な教育的支援の必要な児童生徒への指導・充実を図る必要があります。

第1節 児童虐待防止対策の充実

子どもに対する虐待は社会的な問題となっており、早期発見・早期対応が求められています。

このため、児童・生徒が通園・通学する保育所や幼稚園、学校などとの連携協力と相談・対応の充実を図るとともに、地域における子育て支援のネットワーク化を進め児童虐待の防止と早期発見に努めます。

また、児童福祉法の改正により、平成17年4月から市町村が児童家庭相談に関する一義的な機関として位置づけられたことから、子どもの置かれた環境の状況を的確にとらえ、効果的な援助・擁護を行う必要があります。

そのため、要保護児童およびその保護者に関する情報交換や協議を行う必要から、関係機関および庁内関係者と、児童の処遇方針や役割分担などを決める個別ケース検討会議等を実施し、保護者も含めた相談援助活動を図ります。

[施策の基本方向]

1 相談体制の充実

児童虐待を撲滅するために、関係機関との連携のもと、家庭児童相談員や婦人相談員などによる相談体制の充実を図ります。

2 児童虐待の早期発見・早期対応の取り組みの推進

地域など身近な環境で育児に関する悩みや児童虐待の早期発見と早期対応に努めるため、民生委員や児童委員、母子保健推進員等との連携を進めます。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
98	相談指導体制の強化	福祉事務所・児童総合相談センターなどの関係機関との連携を密にし、家庭児童相談員、婦人相談員などによる相談活動の充実を図り、適切な指導と助言に努めます。	地域福祉課
99	要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止ネットワーク)	本市や児童相談所、警察、病院、保育所や幼稚園、学校など、子どもに関係する機関の連携による要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止ネットワーク)を設置し、全市を挙げて児童の虐待防止等の取り組みを進めます。 定期的な連絡会議を開催するとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、要保護児童の処遇方針等について情報を共有しながら、関係機関とのネットワークの強化を図り、迅速な問題解決に取り組みます。	地域福祉課
100	育児不安を抱える家庭への支援	育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。	健康増進課

第2節 ひとり親家庭等の自立支援の促進

母子家庭等のひとり親家庭は、子育てをする上で経済的・社会的に不安定な状態であることが多く、家庭生活においてもさまざまな不安を抱えています。

このため、ひとり親家庭に対する相談指導体制の充実に努めるとともに、社会的自立に必要な情報の提供を進めます。

また、必要な経済的支援を図るなど、生活実態に応じた支援に努めます。

[施策の基本方向]

1 ひとり親家庭等への経済的支援の充実

ひとり親家庭に対して、各種助成制度の効率的な活用や児童扶養手当、医療費の助成などを行っていきます。

2 ひとり親家庭等に対する自立支援

子どもの健全な育成を図るために、ひとり親家庭等の自立促進を目指し、雇用機会の拡充や職業能力の開発に対する支援、生活支援制度の充実などを推進します。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
101	各種助成制度の効率的活用	母子寡婦福祉資金、母子生活資金融資制度の効率的活用やひとり親家庭の医療費助成制度、児童扶養手当などの活用の促進を図ります。	地域福祉課
102	ひとり親家庭医療費助成事業	母子家庭の母子、父子家庭の父子および父のいない児童に対して、医療費にかかる本人負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	地域福祉課
103	児童扶養手当支給事業	父親のいない児童（父親が重度の障がいである場合も含む）を監護している母や、母に代わってその児童を養育している者に対し、所得に応じて児童扶養手当を支給します。	地域福祉課
104	父子手当支給事業	父子家庭の児童を扶養している者に対し、福祉の増進を図ることを目的に、父子手当を支給します。	地域福祉課
105	母子寡婦福祉資金貸付事業	配偶者のいない女子で、20歳未満の児童を扶養している者または寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため必要な資金の貸付けを行います。	地域福祉課
106	ひとり親家庭等の生活安定の促進	公共職業安定所などと連携し、市内の事業所などへ雇用機会の拡大を働きかけ、就労による生活安定を支援します。	地域福祉課

107	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本市が指定した講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行う者に対して「自立支援教育訓練給付金」を支給します。	地域福祉課
108	高等技能訓練促進事業	母子家庭の母の就職に有利であり、生活の安定につながる資格の取得を促進するとともに、生活の負担軽減を図るため、資格の養成訓練に必要な受講期間のうち、一定期間、高等技能訓練促進費を支給します。	地域福祉課
109	母子・寡婦福祉会活動	母子・寡婦福祉会の組織強化を促進し、母子家庭等の自立支援を行います。	地域福祉課

第3節 障がいのある子どもに対する施策の充実

障がい児の教育については児童生徒の可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの障がいの状態や能力・適性等に応じて適切な教育を行うことが重要であり、また効果的な教育を行うためには適正な就学が必要です。

このため、障がい児の育成については、障がいを早期発見し、早期に適切な治療、訓練を行い、児童が将来社会的に自立した生活ができるようにするため、各関係機関と連携を図りながら適切な対応に努めます。

また、妊婦健康診査や乳幼児健康診査において、身体面の発育不良、視聴覚障がい、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努めるとともに、対象となる児童に関しては、保健、医療、福祉、教育部門が連携を取りながら専門的立場で対応し、障がい(LD、ADHD、高機能自閉症等)に応じた専門機関のサポートを受けながら適切な医療と指導が行われるよう支援体制を充実する必要があります。

さらに、障がい児がいる家族が、地域で安心して生活できるよう、介護や経済的負担の軽減を図るために各種制度の普及促進に努めます。

[施策の基本方向]

1 障がい児教育等の推進

児童生徒の可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの障がいの状態や能力・適性等に応じて適切な教育を行うとともに、義務教育段階からの障がい児教育を充実します。

2 障がい児への福祉サービスの充実

障がい児が家庭で暮らしていけるよう、障がいをもち援助を必要とする家庭への支援、福祉サービスの充実を推進します。

3 障がい児への理解の促進

広報啓発活動や福祉教育、交流・ふれあいの促進などを通じて、障がいがある、ないにかかわらず、共に育つ環境づくりを推進します。

4 早期発見、早期対応の推進

妊婦健診や乳幼児健診などで障がいの早期発見に努め、関係機関と連携し、指導・援助を推進します。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
110	障がいのある子どもへの教育の充実	通常の学級に在籍する軽度の障がいのある児童生徒に対する教育を推進するため、通級による指導の充実を図ります。 身体・精神・知的障がいや、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症など	学校教育課

		の特別なニーズのある子どもについて、適切な教育を行います。	
111	義務教育段階における障がい児教育の充実	障がいのある児童生徒の社会とのふれあいを推進し、好ましい人間関係を育てるとともに、障がいのない児童生徒や地域社会が障がいのある児童生徒に対する正しい理解・認識を深めるために、学校相互の連携や交流の充実に努めます。	学校教育課
112	在宅福祉の充実	在宅の障がい児がいる家族への介護等の軽減のため、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス等を推進します。また、地域全体で障がい児を支え合うネットワークづくりを推進します。	地域福祉課
113	児童デイサービス事業	障がいのある乳幼児に対し、通園の方法により指導を行い、障がい幼児の早期療育を推進します。また、児童総合センター等との連携を図り、障がい児をもつ保護者ができるだけ早い時期から幼児に対する理解・認識を深める機会を多くもつとともに、特別支援学級を置く小・中学校、特別支援教育センター等において、教育相談や指導・療育を受けることができるようその体制の拡充を図ります。	地域福祉課
114	施設福祉の充実	障がいの重度化、重複化に対応するため、関連施設との連携を図ることに努めます。	地域福祉課
115	補装具・日常生活用具の給付	障がいのある子どもの自立、社会参加の可能性を高め、介護者の負担を軽減するための補装具・日常生活用具の給付などに努めます。	地域福祉課
116	手当等の給付の促進	障がいのある子どもをもつ家庭の経済的負担軽減のため、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当の給付促進と保護者死亡時に年金が支給される心身障がい者扶養共済制度の加入促進に努めます。	地域福祉課
117	医療助成制度の啓発促進	重度障がい児の医療費を助成することにより、適切な医療が受けられるよう医療費助成制度の周知、利用促進に努めます。	地域福祉課
118	諸制度などの活用促進	障がいのある子どもがいる世帯などの経済的自立・社会参加促進のため、生活福祉資金貸付制度の活用、障がい者に対する税制上の優遇措置や交通機関運賃割引など、経済的負担を軽減する諸制度の周知・活用促進を図ります。	地域福祉課
119	障がい者への理解の促進	障がい者への理解を促進するために、新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディアや広報紙、ホームページの活用を図り、啓発・広報の推進に努めます。また、12月3日～9日の「障がい者週間」の意義について、地域住民に関心と理解を深めるための広報も進めます。	地域福祉課

120	福祉教育の推進	子どもたちの「思いやりの心」「助け合いの心」など、福祉の心を培うために、保育所・幼稚園で障がいをもつ子どもや高齢者とのふれあい、交流を支援し拡大を図ります。	地域福祉課
121	交流・ふれあいの促進	「福祉スポーツ大会」など、障がいに関係なく市民すべての交流やふれあいの広場の充実を図ります。	地域福祉課
122	障がい児に対する育成施策の充実	乳幼児健康診査体制の充実に努め、障がい児の早期発見と早期療育の体制の確立を図ります。 障がい児施設等を活用して、療育等に関する相談、各種福祉サービスの提供を行い、在宅の障がい児およびその保護者に対する援助体制の充実に努めます。	健康増進課
123	障がいの発生予防および早期発見・早期治療等	障がいの発生予防、早期発見のため、妊産婦に対する保健指導、健康診査等の一層の充実を図ります。また、障がいの早期発見のため、子育て支援センター・保育所と保健師とのネットワークの充実に努めます。	健康増進課
124	事故予防対策	小児期の事故予防対策や各種の疾病予防対策、交通安全等の安全対策を一層推進します。またスポーツ事故による障がいが生じないように、スポーツに係る安全指導に努めます。	地域福祉課
125	早期療育の充実	早期療育体制の充実を図るため、保育士、職員の研修活動を推進します。また、重度または早期に療育が必要な障がい児については、関係機関との連携のもと、子ども発達支援センターさつき園において療育を実施します。	地域福祉課

第8章 子育てにかかる費用への支援

[動向と課題]

景気低迷や雇用不安の影響から、子育てにかかる費用は、子どもをもつ保護者への経済的な負担をますます大きくしている状況がうかがえます。平成20年度に実施した「子育てに関するアンケート調査」の結果も、「子育てにかかる経済支援の充実」を期待する世帯が、その他の項目を押さえて、最も高い割合を示しています。

国や鹿児島県による子育て支援に関する各種給付をはじめとして、多様な子育て家庭に対する支援を行うことが求められています。

第1節 子どもにかかる各種費用の支給・助成

子どもを育てていくうえでの問題として経済的な負担が大きいことがあげられ、子育てにかかるさまざまな費用に対しての支援が求められています。

このため、本市では、国や県と連携し、子どもを対象とした手当の支給や、各種費用の助成を行っています。

[施策の基本方向]

1 諸手当制度による支援および普及啓発

児童手当支給事業や多子世帯保育料等軽減事業など、家庭生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長を願って支給する各種手当制度の広報・普及を推進します。

2 乳幼児医療費の助成

乳幼児にかかる医療費を助成し、健康の維持・回復に努めるとともに、医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。

[具体的な施策の概要]

施策番号	施策名	内容	担当課
126	子ども手当	※国の動向を踏まえ、挿入予定。	地域福祉課
127	児童手当支給事業	児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的として手当を支給します。	地域福祉課
128	多子世帯保育料等軽減事業	第3子以降の保育所・幼稚園入所児童について、保育料を減免し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。	地域福祉課 学校教育課
129	乳幼児医療費助成事業	乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ります。	地域福祉課

第3部 計画の推進

第1章 計画の推進にあたって

計画の普及および計画に位置づけた施策・事業の着実な推進を図ります。

1 推進体制

■指宿市次世代育成支援対策地域協議会

指宿市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱に基づき、福祉関係団体およびその他の各種団体を代表する者並びに学識経験者などから組織し、次世代育成支援行動計画の推進等について審議をしていきます。

■指宿市次世代育成支援地域行動計画策定部会

庁内の関係部署で構成され、次世代育成支援の総合的な検討、調整等を行っていきます。

2 計画の進行管理

次世代育成支援行動計画の事業等については、毎年度各所管課による事業評価を実施するとともに、それを次年度以降の事業実施に反映させるPDCAサイクルを確立し、事業の見直し等を実施しながら進行管理を行っていきます。

3 行動計画の評価

次世代育成支援行動計画の事業等の進捗状況については、各所管課による評価とともに、指宿市次世代育成支援対策地域協議会および指宿市次世代育成支援地域行動計画策定部会等に報告し、意見を伺い、その結果を施策や事業の見直し等に反映することにより、PDCAサイクルの確立に努めていきます。

第2章 関係機関との連携・役割分担

この計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、子どもが心身共に健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、この計画は行政の役割を念頭において策定していますが、計画の推進にあたっては、家庭、地域社会、企業・職場等、子育てにかかわる各種団体等が、それぞれの立場に応じた役割分担と連携を図り、社会全体で支援していくことが重要です。

■行政の役割

行政は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画の実施に取り組み、総合的かつ効果的に推進します。また、個々の施策はそれぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進にはさまざまな行政サービスの総合的な展開が必要となります。

こうしたことを進めつつ、計画の柔軟な見直しを行いながら、後期の計画につなげていきます。

■家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任をもっていることを認識することが必要です。この認識のもと、子どもとのスキンシップを深め明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。また、家庭において母親だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女共同による子育てを進めることが重要です。

■地域社会の役割

子どもは地域社会との関わりの中で社会性を身に付けて成長していくことから、地域社会は家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが地域の人々との交流を通じて健全に成長できるようサポートすることが必要です。

■企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。このため、企業・職場自体がそのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人々がそのような認識を深めることが大切です。

■各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく地域社会で活動している多くの団体が行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

第4部 資料編

目標設定項目および
平成26年度目標値
→現在調整中

数値目標設定一覧

この計画を進めるため、子育て支援サービス等の目標値を設定し取り組みます。

No	事業名	指標	H21年度 目標値	H21年度 実施事業	H26年度 目標値
1	通常保育事業	定員数	997人	997人	
2	延長保育事業	設置箇所数	9カ所	9カ所	
3	夜間保育事業	設置箇所数	—	—	
		1年間受入人数			
4	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	設置箇所数	—	—	
		定員数			
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	設置箇所数	—	—	
		定員数			
6	一時保育事業	設置箇所数	1カ所	1カ所	
		定員数	3人	3人	
7	特定保育事業	設置箇所数	—	—	
		定員数			
8	休日保育事業	設置箇所数	1カ所	1カ所	
		定員数	26人	26人	
9	乳幼児健康支援一時預かり事業 (施設型)	1日の受入人数	2人	2人	
10	乳幼児健康支援一時預かり事業 (派遣型)	1日の受入人数	—	—	
11	放課後児童健全育成事業	設置箇所数	9カ所	9カ所	
12	地域子育て支援センター事業	設置箇所数	3カ所	2カ所	
13	つどいの広場事業	設置箇所数	—	—	
14	ファミリー・サポート・センター事業	設置箇所数	—	—	

目標設定項目、H21 年度実績
および平成 26 年度目標値
→現在調整中

No	事業名	指標	H21 年度 目標値	H21 年度 実 績	H26 年度 目標値
15	子どもや母親の 健康の確保	妊娠 1 1 週以内での妊娠届出	100.0%		
		妊婦健康診査受診率	100.0%		
		妊婦の喫煙率	減少させる		
		妊婦の飲酒率	減少させる		
		妊娠・出産に満足している者の 割合	増加させる		
		3～4カ月児健康診査受診率	100.0%		
		1歳6カ月児健康診査受診率	100.0%		
		1歳6カ月児むし歯有病者率	減少させる		
		3歳児健康診査受診率	100.0%		
		3歳児むし歯有病者率	減少させる		
		間食として甘味食品・飲料を頻回に（1日3回 以上）飲食する習慣がある幼児の割合	減少させる		
		ゆったりとした気分で過ごせる時間がある母 親の割合	増加させる		
		こどもを虐待していると思う親 の割合	減少させる		
		乳幼児の事故防止対策を実施している家 庭の割合	100.0%		
16	小児医療の充実	二種混合の予防接種率	95.0%		
		かかりつけの医者をもつ親の割 合	100.0%		

全体構成

第1章 地域における子育て支援

- 第1節 保育サービスの充実（通常保育の充実／特別保育の充実／保育の質の向上）
- 第2節 子育て支援サービスの充実（就学前の子どもがいる家庭へのサービス／小学校の子どもがいる家庭へのサービス／子育て支援の拠点整備および情報提供／幼稚園・保育所・小学校の連携等）
- 第3節 子育て支援ネットワークづくり（子育てサークルの育成支援）
- 第4節 児童の健全育成（地域における児童の健全育成／青少年の健全育成）
- 第5節 世代間交流の促進（世代間交流の促進）

第2章 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進

- 第1節 子どもや母親の健康の確保（妊娠や子育てで不安の軽減／子どもの健やかな発育や発達の支援）
- 第2節 食育の推進（食に関する学習機会の充実／学校給食の充実）
- 第3節 思春期保健対策の充実（性教育の推進／思春期保健教育の推進）
- 第4節 小児医療の充実（小児医療体制の充実／小児事故等に関する知識の普及啓発）

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 第1節 次代の親の育成（子育て意識の醸成／乳幼児とのふれあい交流機会の提供／出会いの場の創出促進）
- 第2節 学校の教育環境等の整備（確かな学力の向上／豊かな心の育成／健やかな身体の育成／魅力ある教育環境の整備／幼児教育の充実）
- 第3節 家庭や地域の教育力の向上（家庭の教育力の向上／地域の教育力の向上）
- 第4節 有害環境対策の推進（子どもを取り巻く有害環境対策の推進／フィルタリング・ソフトまたはサービスの普及啓発）

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

- 第1節 良質な住宅の確保（公営住宅の改善・建替）
- 第2節 安全な道路交通環境の整備（子どもの安全を守るための環境の整備）
- 第3節 安心して外出できる環境の整備（公共施設等のバリアフリー化／子育て世帯が安心して利用できる環境の整備／子どもの遊び場の確保）
- 第4節 安全・安心なまちづくりの推進（防犯灯等の整備）

第5章 職業生活と家生活との両立の推進

- 第1節 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）実現のための働き方の見直し（男女共同参画意識の啓発／仕事と生活の調和の実現）
- 第2節 仕事と子育ての両立の推進（一般事業主行動計画策定の推進）

第6章 子ども等の安全の確保

- 第1節 交通安全教育の推進（交通安全教育等の実施）
- 第2節 犯罪等の被害防止活動（子どもを犯罪などから守るための活動の推進）

第7章 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

- 第1節 児童虐待防止対策の充実（相談体制の充実／児童弱体の早期発見、早期対応の取り組みの推進）
- 第2節 ひとり親家庭等の自立支援の促進（ひとり親家庭等への経済的支援の充実／ひとり親家庭等に対する自立支援）
- 第3節 障がいのある子どもに対する施策の充実（障がい児教育等の推進／障がい児への福祉サービスの充実／障がい児への理解の促進／早期発見・早期対応の推進）

第8章 子育てにかかる費用への支援

- 第1節 子どもにかかる各種費用の支給・助成（諸手当制度などの充実および普及啓発／乳幼児医療費などの助成）